

『完全講義 民事裁判実務 [要件事実編]』

目次

プロローグ	1
-------	---

第1部 基本構造・訴訟物

第1講 民事訴訟の基本構造

I 民事訴訟の基本構造	8
1 総論	8
〔図1〕 民事訴訟の基本構造	9
2 具体例での検討	9
【書式1】 訴状 (〈Case ①-1〉)	10
II 訴訟物レベル	12
1 請求の趣旨および原因	12
One Point Lecture! 「請求原因」の3つの意味	13
2 訴訟物	14
【書式2】 答弁書 (〈Case ①-1〉)	15
3 請求の趣旨 (訴訟物) に対する答弁	16
III 主張レベル	17
1 請求原因	17
2 請求原因に対する認否	18
3 立証責任 (証明責任)	21
4 抗弁	22
5 請求原因の否認と抗弁の違い	22
6 主張責任	23
IV 立証レベル	23
1 間接事実・証拠	23

2	立証レベルのポイント	24
	〔図2〕 民事訴訟の基本構造の具体例（〈Case ①-1〉）	25
V	3つのレベル	27
VI	訴訟経過 ♠	28
1	第1回口頭弁論期日	28
	(1) 訴状	29
	(2) 答弁書	29
	(3) 争点整理	30
	(4) 当事者の欠席	30
2	弁論準備手続期日	31
3	第2回口頭弁論期日（証拠調べ期日）	32
4	第3回口頭弁論期日（弁論終結期日）	32
5	第4回口頭弁論期日（判決言渡期日）	33
6	その他の終局事由	33
	〈表1〉 地方裁判所での終局区分	33
	(1) 和解	33
	(2) その他	34
7	上訴・強制執行	34
	(1) 上訴	34
	(2) 強制執行	35
8	まとめ	35
	第2講 訴訟物	36
I	処分権主義	36
1	訴訟物の選択	36
2	選択的併合と予備的併合	38
II	訴訟物の特定と個数	41
1	訴訟物の特定	41
	(1) 債権的請求権の場合	41

(2) 物権的請求権の場合	41
2 訴訟物の個数	42
3 その他の留意点	42
One Point Lecture! 却下か棄却か	43
III 債務不存在確認請求と給付請求	43
IV 演習問題	44
演習問題1	44
演習問題2	45
Coffee Break 辛い日々を過ごしている司法試験受験生のあなたへ	
.....延安歩美	46

第2部 要件事実

第3講 要件事実総論

I 売買契約を例に	50
1 請求の趣旨	50
2 訴訟物	51
3 請求原因	51
(1) 実体法上の成立要件と請求原因	51
One Point Lecture! 売買契約の締結か、売買契約の成立か?	52
(2) 要件事実の具体的内容	53
(3) 主張している事実と証拠により認定できる事実との同一性	54
4 権利（請求権）の発生と判決の基準時	55
One Point Lecture! 権利（請求権）の存続	55
✿ Advance 法規不適用説と証明責任規範説	55
✿ Advance 売買契約において具体的な代金額の主張は必ず必要か	56
II 要件事実とは	58

目次

1	要件事実の意義	58
2	主張・立証責任の分配と要件事実	58
(1)	立証責任	58
(2)	主張責任	59
(3)	主張・立証責任の分配（法律要件分類説）	59
	One Point Lecture! 主張責任と立証責任は一致するか	60
	✦ <i>Advance</i> 「立証の難易」とは	61
3	否認と抗弁	63
(1)	否認と抗弁の区別	63
	One Point Lecture! 「両立性」	63
(2)	抗弁の種類	63
	One Point Lecture! 否認と抗弁の違い	64
4	再抗弁	64
5	具体的検討	65
	〈表2〉 要件事実の整理（同時履行の抗弁）	65
6	要件事実の重要ポイント	66
(1)	必要最小限の事実と本質的要素の抽出	66
(2)	実体法上の要件の抽出と主張・立証責任の分配	67
(3)	事実と評価の峻別	68
(4)	時的因子と時的要素	68
	One Point Lecture! 自白とは	69
7	否認と不知の違い ♠	70

第4講 売買に関する請求1 73

I	意思表示 ♠	73
	〈表3〉 効果意思と表示行為（民法94条1項）	74
II	条件・期限	75
III	弁済	76
1	主張の位置づけ	76

2	要件事実の具体的内容	76
	One Point Lecture! 給付と債権の関連性の立証	77
IV	一部請求	77
1	訴訟物	77
2	一部請求と弁済の抗弁	78
	One Point Lecture! 一部抗弁と全部抗弁	79
	One Point Lecture! 先行自白	79
3	主張自体失当	80
V	消滅時効	81
1	主張の位置づけ	82
2	実体法上の成立要件	82
	(1) ①「権利行使可能」の要件	82
	[図3] 2つの消滅時効(民法166条1項1号が適用される場合)	83
	(2) ②「時効期間」	83
	One Point Lecture! 「経過」と「到来」	84
	(3) ③「援用の意思表示」	84
	One Point Lecture! 意思表示の到達	84
	One Point Lecture! 時効援用の法的性質	85
3	消滅時効の要件事実	86
	One Point Lecture! 弁論期日で時効援用の意思表示をした場合	86
4	消滅時効の抗弁に対する再抗弁	86
	(1) 期限の定め(再抗弁1)	86
	(2) 時効更新(再抗弁2)	87
	(3) 時効更新に対する更新時からの消滅時効(別の抗弁)	87
	One Point Lecture! 選択的抗弁と予備的抗弁	88
	(4) 時効完成後の債務の承認(時効援用権の喪失)	89
	[図4] 消滅時効(〈Case ④-4〉)	89
	(5) 過剰主張(a+b) ♠	90
5	期限の利益喪失約款と消滅時効の起算点 ♠	92
6	相殺と消滅時効の留意点 ♠	93

7	民法改正の留意点	93
VI	同時履行の抗弁	94
1	主張の位置づけ	94
2	実体法上の成立要件	94
	One Point Lecture! すでに主張されている要件事実	95
3	要件事実の具体的内容	95
	One Point Lecture! 権利主張	96
4	抗弁相互の関係	96
5	再抗弁	97
(1)	先履行の合意（再抗弁1）	97
(2)	反対給付の履行（再抗弁2）	98
	〔図5〕 同時履行の抗弁権（〈Case ④-7〉〈Case ④-8〉）	98
	One Point Lecture! 権利主張の性質	98
VII	代物弁済	99
1	主張の位置づけ	99
	One Point Lecture! 代物弁済の2つの側面	99
2	要件事実の具体的内容	100
3	代物弁済の法的性質との関係	100
	One Point Lecture! 要物契約	102
VIII	民法総則に関する抗弁	102
1	通謀虚偽表示（民法94条1項）の抗弁	102
2	詐欺（民法96条1項）の抗弁	103
3	錯誤（民法95条）の抗弁	104
(1)	主張の位置づけと要件事実の具体的内容	104
(2)	重過失（再抗弁）	106
(3)	相手方の悪意または重過失、双方錯誤	107
	〔図6〕 錯誤（〈Case ④-12〉）	108
(4)	第三者に対する効力	108
(5)	まとめ	108
4	無効・取消しの効果	109

IX	規範的要件	109
1	規範的要件の意義	109
2	規範的要件と主要事実	109
3	評価根拠事実と評価障害事実の関係	110
4	評価根拠事実と評価障害事実の摘示	111
	One Point Lecture! 規範的要件のまとめ	113
	One Point Lecture! 悪意は規範的要件か	113
	 Advance 規範的要件の主要事実	113
X	黙示の意思表示 	115
1	黙示の意思表示と要件事実	115
2	規範的要件との違い	116

第5講 売買に関する請求 2 117

I	代理とは	117
II	有権代理	118
1	訴訟物	118
2	要件事実の具体的内容	118
	One Point Lecture! 代理権授与行為の法的性質	119
	 Advance 代理と弁論主義	120
3	民法100条ただし書（顕名に代えて——その1） 	121
4	商事代理（顕名に代えて——その2） 	122
	(1) 請求原因	122
	(2) 抗弁（選択権の行使）	124
	(3) 再抗弁（過失）	125
III	追認（代理権授与に代えて）	125
	One Point Lecture! 代理権があったのに追認？	126
IV	代理権濫用	127
1	主張の位置づけ	128
2	要件事実の具体的内容	128

目次

(1) 悪意	128
(2) 過失	128
V 表見代理	129
1 代理権授与表示による表見代理（民法109条1項）	129
(1) 訴訟物	130
(2) 請求原因	130
(3) 抗弁（悪意または過失）	131
(4) 白紙委任状 ♠	132
2 権限外の行為の表見代理（民法110条）	134
One Point Lecture! 積極的信頼と消極的不知	135
〈表4〉 善意・悪意	136
One Point Lecture! 総合判断説	136
3 民法109条2項による表見代理	137
4 代理権消滅後の表見代理（民法112条1項） ♠	139
(1) 代理権消滅の抗弁	139
(2) 民法112条1項は再抗弁か予備的請求原因か	140
(3) 再抗弁説	141
(4) 予備的請求原因説	141
(5) 予備的主張	142
〔図7〕 代理権消滅後の表見代理の主張・立証構造	143
5 民法112条2項の場合 ♠	144
VI 無権代理人に対する請求	145
1 請求原因	145
One Point Lecture! 無権代理人に対する契約責任の請求と 無権代理人の責任の関係	146
2 抗弁	146
3 再抗弁	147
VII 会社の意思表示 ♠	148
1 概説	148
2 要件事実の具体的内容	149

(1) 請求原因	149
(2) 抗弁	149

第6講 売買に関する請求3 151

I 相殺	151
1 主張の位置づけ	151
2 実体法上の成立要件	151
(1) 相対立する債権の存在	152
<i>One Point Lecture!</i> 相対立する債権	152
(2) 両債権が同種の目的であること	152
(3) 両債権が弁済期にあること	153
(4) 同時履行の抗弁権との関係	153
<i>One Point Lecture!</i> 存在効果説といわゆる「せり上がり」	154
<i>One Point Lecture!</i> 行使効果説	154
(5) 債務の性質が相殺を許さないものであること	155
(6) 相殺の意思表示	155
3 相殺の要件事実	156
<i>One Point Lecture!</i> 訴訟外の相殺と訴訟上の相殺	156
4 再抗弁	157
(1) 相殺禁止の意思表示	157
(2) 不法行為債権等を受働債権とする相殺	157
5 相殺の抗弁の判断順序	158
6 時効完成と相殺	158
7 相殺の効果	159
8 一部請求と相殺	160
<i>One Point Lecture!</i> 合わさって1つの抗弁（いわゆる「合 体抗弁」）	161
II 債務不履行解除	161
1 主張の位置づけ	162

	One Point Lecture! 解除の抗弁は権利障害か権利消滅か……………	162
2	実体法上の成立要件……………	162
	(1) ①「履行遅滞」……………	163
	(2) ②「催告解除」……………	165
	One Point Lecture! 催告による解除のまとめ……………	166
3	催告による解除の要件事実……………	166
	One Point Lecture! 弁済の提供……………	167
4	催告による解除の抗弁に対する再抗弁……………	167
	(1) 弁済の提供の再抗弁……………	168
	One Point Lecture! 「障害」と「消滅」……………	168
	(2) 不履行が軽微であるとき（民法541条ただし書）……………	169
	(3) 債権者の責めに帰すべき事由……………	169
5	無催告解除……………	169
6	債務不履行解除の意思表示と特約 ♠……………	172
	(1) 「停止条件付解除」の意思表示……………	172
	✦ Advance 主張責任と立証責任は一致するか……………	173
	(2) 無催告解除特約……………	174
	(3) 当然解除特約……………	175
7	履行不能による解除 ♠……………	176
	(1) 後発的不能の場合……………	176
	(2) 原始的不能の場合……………	178
III	危険負担……………	178
IV	不完全履行（契約不適合責任） ♠……………	180
1	追完請求権……………	180
	(1) 訴訟物……………	180
	(2) 要件事実の具体的内容……………	181
2	代金減額請求……………	182
	(1) 概説……………	183
	(2) 要件事実の具体的内容……………	183
	〈表5〉 売主の契約不適合責任と帰責性……………	184

One Point Lecture! 結果債務と手段債務	184
V 手付解除 ♠	186
1 手付の意義	186
2 要件事実の具体的内容	186
VI 附帯請求	188
1 請求の趣旨	188
〔図8〕 附帯請求・付随的申立てと主たる請求との関係	189
(1) 附帯請求	189
(2) 訴訟費用	190
(3) 仮執行宣言	190
2 売買契約に基づく代金支払請求の附帯請求	190
(1) 訴訟物	190
(2) 請求原因	191
Coffee Break 凡人の非凡な道	堀田らな・193

第7講 貸金・保証に関する請求 197

I 消費貸借契約に基づく貸金返還請求	197
1 訴訟物	197
2 請求原因	198
(1) 実体法上の成立要件	198
(2) 要件事実の具体的内容	198
One Point Lecture! 貸借型契約の成立要件	200
One Point Lecture! 貸金返還請求権の発生時期	201
3 諾成契約としての消費貸借	201
4 貸金返還請求の附帯請求	202
(1) 訴訟物	203
(2) 利息請求権の要件事実	203
(3) 遅延損害金の要件事実	204
II 保証債務履行請求	205

目次

1	保証に関する基礎知識	205
2	訴訟物	206
3	請求原因	207
(1)	要件事実の具体的内容	207
(2)	連帯の約定	207
	One Point Lecture! 訴状や判決書ではなぜ「連帯して」を 記載するのか?	208
4	抗弁	210
(1)	主債務についての抗弁（抗弁1）	210
(2)	消滅時効の抗弁（抗弁2）	210
	One Point Lecture! 保証の留意点	211
	One Point Lecture! 主債務者の債務承認	211
(3)	弁済拒絶（相殺、抗弁3）	212
(4)	弁済拒絶（取消権・解除権、抗弁4）	213
III	準消費貸借契約に基づく貸金返還請求	214
1	訴訟物	214
2	請求原因	215
(1)	実体法上の成立要件	215
(2)	要件事実の具体的内容	215
3	抗弁	217
(1)	原告説の場合	217
(2)	被告説の場合	217
IV	使用貸借 ♠	217
1	訴訟物	218
2	成立要件	218
3	要件事実の具体的内容	219
(1)	請求原因	219
(2)	抗弁事実	220
4	信頼関係破壊の法理	221
V	求償請求 ♠	221

1 訴訟物	222
2 要件事実の具体的内容	223

第8講 不動産明渡しに関する請求 224

I 土地明渡請求	224
1 訴訟物	224
One Point Lecture! 「返還請求」と「妨害排除請求」	225
2 請求原因	225
(1) 実体法上の成立要件	225
One Point Lecture! 民法188条の推定規定	226
(2) 要件事実の具体的内容	227
One Point Lecture! 「所有」は必ず権利自白から	228
3 「Xもと所有→所有権喪失」型	230
(1) 権利自白と請求原因事実の具体的内容	231
(2) 所有権喪失の抗弁	231
One Point Lecture! 所有権の移転時期	232
One Point Lecture! 所有権喪失の抗弁	234
(3) 所有権喪失の抗弁に対する再抗弁 ♠	235
4 「Aもと所有→対抗要件」型	236
(1) 権利自白と請求原因の具体的内容	237
One Point Lecture! 所有権取得時期	238
(2) 対抗要件の抗弁	239
One Point Lecture! 「権利抗弁説」を採用する理由	241
(3) 対抗要件具備による所有権喪失の抗弁	241
(4) 背信的悪意者（再抗弁）	242
(5) 対抗要件の抗弁と対抗要件具備による所有権喪失の抗弁との 関係	243
〔図9〕 「Aもと所有→対抗要件」型	244
One Point Lecture! 抗弁相互の関係	244

目次

(6) 債務不履行解除と第三者 ♠	245
〔図10〕 権利保護要件説	250
〔図11〕 対抗関係説	250
(7) 合意解除と第三者 ♠	251
(8) 「A → B → X」と「A → Y」型 ♠	251
5 「X現所有→占有権原」型	253
(1) 権利自白と請求原因の具体的内容	253
(2) 占有権原の抗弁	254
〔図12〕 「X現所有→占有権原」型	255
II 建物取去土地明渡請求	255
1 請求の趣旨	255
2 訴訟物	256
(1) 物権的請求	256
(2) 建物取去と土地明渡しの関係	256
(3) 訴訟物の個数	258
3 請求原因	258
(1) X所有の要件	258
(2) Y占有の要件	258
One Point Lecture! 「Y建物所有」	259
4 抗弁（建物所有権喪失）	260
5 再抗弁（登記名義保有）	261
One Point Lecture! 建物所有権喪失の抗弁	262
〔図13〕 建物取去土地明渡請求	263
III 建物退去土地明渡請求	264
1 請求の趣旨	264
One Point Lecture! 「引渡し」、「明渡し」、「退去」の違い	264
2 訴訟物	265
One Point Lecture! 建物占有者は土地の占有者か	265
3 請求原因	265
4 抗弁	266

	One Point Lecture! 建物賃借人の占有権原	267
IV	土地明渡請求の附帯請求	268
1	請求の趣旨	268
2	訴訟物	269
	(1) 訴訟物の内容	269
	(2) 一部請求と訴訟物の個数	269
	(3) 主たる請求との関係	269
3	要件事実の具体的内容	270

第9講 不動産登記に関する請求 272

I	総論	272
1	登記請求権	272
2	不動産登記の基礎知識	273
	(1) 一般的知識	273
	【書式3】 登記識別情報通知書	274
	(2) 登記事項証明書の見方	275
	(3) 登記事項証明書の読み方	276
	【書式4】 登記事項証明書	277
	(4) 請求の趣旨と判決主文の記載方法	278
	(5) 不実登記から真実の登記へ戻す方法	279
II	所有権移転登記抹消登記請求	280
1	請求の趣旨	280
2	訴訟物	280
	One Point Lecture! 登記請求権と明渡請求権	281
3	請求原因の基本的な構造	281
	(1) 請求原因事実の構成と登記の推定力	281
	One Point Lecture! 登記と民法188条	282
	(2) 要件事実の具体的内容	283
	(3) 各種推定規定	283

目次

4	紛争類型ごとの検討	286
	One Point Lecture! 登記保持権原	288
Ⅲ	所有権移転登記請求（取得時効）	288
1	請求の趣旨	289
2	訴訟物	290
3	攻撃防御方法の構造	290
(1)	長期取得時効の請求原因事実	290
	One Point Lecture! 占有開始時点	291
(2)	短期取得時効の要件事実	292
	One Point Lecture! 時効完成時の占有を主張しなければならぬか？	294
(3)	抗弁	294
Ⅳ	抵当権設定登記抹消登記請求	296
1	請求の趣旨	296
2	訴訟物	297
3	請求原因	297
4	抗弁（登記保持権原の抗弁）	298
(1)	主張の位置づけ	298
(2)	要件事実の具体的内容	298
	One Point Lecture! 「③ ②当時、Xの当該不動産所有」の要件	299
5	再抗弁	301
V	登記上利害関係を有する第三者に対する承諾請求	301
1	請求の趣旨	301
2	訴訟物	304
(1)	Yに対する請求	304
(2)	Zに対する請求	304
(3)	訴訟物の個数	304
3	請求原因	305
(1)	Yに対する請求	305

(2) Zに対する請求	305
4 抗弁以下 (Zに対する請求)	306
(1) 所有権喪失 (抗弁)	306
(2) 通謀虚偽表示 (再抗弁)	306
VI 通謀虚偽表示の類推適用	306
1 意思外形対応型	307
(1) 自己作出型 (真の権利者によって外形が作出)	307
(2) 他人作出型 (他人による外形作出・事後に真の権利者が承認)	307
✪ <i>Advance</i> 外観を信じた者の保護	309
2 意思外形非対応型	309
<i>One Point Lecture!</i> 仮登記とは	310
3 民法94条2項の「第三者」(再々抗弁または予備的抗弁) ♠	311
(1) 主張の位置づけ	311
〔図14〕 法定承継取得説と順次取得説	312
(2) 予備的主張	312
(3) 要件事実の具体的内容	313
〔図15〕 Zに対する請求のブロックダイアグラム (法定承継取得説)	314
<i>One Point Lecture!</i> 善意・悪意の主張・立証責任	315
<i>Coffee Breaku</i> 刑事事件の被害者になって	松倉梨香・315

第10講 賃貸借に関する請求 1 319

I 賃料請求	319
1 訴訟物	319
2 請求原因	319
(1) 賃貸借契約の成立要件	319
(2) 要件事実の具体的内容	320
<i>One Point Lecture!</i> 基づく引渡し	321
II 建物明渡請求	322
1 訴訟物	322

(1) 訴訟物の選択	322
(2) 終了原因との関係	322
(3) 更新との関係	323
2 基本的な請求原因	323
3 終了原因ごとの検討	323
(1) 期間満了	323
One Point Lecture! 正当事由（借地借家法6条、28条）の時期	325
〔図16〕 期間満了による終了	328
(2) 解約申入れ	329
〔図17〕 解約申入れ	332
(3) 賃料不払いによる債務不履行解除	332
One Point Lecture! 債務不履行解除のまとめ	336
One Point Lecture! 賃料前払特約	337
(4) 無断転貸による解除	338
〔図18〕 無断転貸による解除	340

第11講 賃貸借に関する請求 2 342

I 建物取去土地明渡請求 ♠	342
1 請求の趣旨	342
(1) 取去義務との関係	342
(2) 所有権に基づく返還請求権との違い	343
2 請求原因	343
(1) 基本的構造	343
Advance 賃料額は賃貸借契約の本質的要素か	344
(2) 賃貸借契約終了に基づく明渡請求と Y の占有	345
3 賃貸借契約の終了原因による検討	346
(1) 基本的構造	346
(2) 期間満了	347
Advance 賃貸借の期間の上限	348

〔図19〕 期間満了を終了原因とする建物収去土地明渡請求の攻撃防御 方法	355
(3) 解約申入れ	356
(4) 賃料不払いによる解除	359
II 留置権	362
1 実体法上の成立要件	362
2 要件事実の具体的内容	363
III 転借人に対する請求	363
1 転借人に対する請求	363
〔図20〕 占有権原の抗弁の要件事実	364
2 合意解除による転貸借の終了	364
3 転貸借と留置権 ♠	366
(1) 訴訟物	366
(2) 要件事実の具体的内容	366
IV 定期建物賃貸借 ♠	368
1 実体法上の成立要件	368
2 要件事実の具体的内容	369
V 敷金返還請求権	369
1 請求原因の具体的内容	370
2 抗弁の具体的内容	372

第12講 動産・請負に関する請求…………… 373

I 動産	373
1 動産の引渡し ♠	373
(1) 現実の引渡し	374
(2) 簡易の引渡し	374
(3) 占有改定	374
(4) 検討	374
2 動産引渡請求	375

目次

(1) 訴訟物	375
(2) 請求の趣旨	376
(3) 請求原因	376
(4) 攻撃防御方法の類型ごとの検討	376
One Point Lecture! 「善意」、「悪意」のポイント	379
〔図21〕 即時取得の要件事実	380
One Point Lecture! 「先立つ対抗要件具備の再抗弁」	382
One Point Lecture! 所有権喪失の抗弁の2つの類型	383
II 請負	384
1 訴訟物	385
2 請求原因	385
(1) 実体法上の成立要件と権利行使要件	385
One Point Lecture! 報酬請求権の発生時期	385
(2) 要件事実の具体的内容	386
(3) 可分請求が可能な場合	388
3 抗弁	389
(1) 請負人の責任	389
(2) 同時履行の抗弁（抗弁1）	390
One Point Lecture! 仕事の一応の完成	392
One Point Lecture! 報酬請求全額に対する同時履行の抗弁権	392
(3) 相殺の抗弁（抗弁2）	392
(4) 修補請求（抗弁3）	395
One Point Lecture! 請負契約の留意点	395
第13講 債権譲渡等に関する請求	396
I 債権譲渡	396
1 訴訟物	397
2 請求原因	398
One Point Lecture! 20万円の損？	399

3	抗弁以下	399
(1)	譲渡制限特約（抗弁1）	399
	〔図22〕 譲渡制限特約	403
(2)	譲渡人について生じた事由に基づく抗弁（抗弁2）	403
(3)	債務者対抗要件の抗弁	405
	〔図23〕 債務者対抗要件	407
(4)	第三者対抗要件の抗弁 ♠	408
	One Point Lecture! 別の見解に立つと	409
	One Point Lecture! 債務者対抗要件の抗弁と第三者対抗要件の抗弁	410
	〔図24〕 第三者対抗要件	412
	One Point Lecture! 内容証明郵便	412
(5)	債権喪失の抗弁 ♠	412
	One Point Lecture! 所有権に基づく請求との比較	416
	〔図25〕 債権喪失の抗弁	417
	One Point Lecture! 不動産の場合との比較	417
(6)	債権譲渡と相殺 ♠	417
4	留意点 ♠	418
II	債務引受 ♠	419
1	併存的債務引受と免責的債務引受	419
(1)	併存的債務引受	419
(2)	免責的債務引受	420
2	事案の検討	420
(1)	訴訟物	420
(2)	請求原因	420
III	受領権者としての外観を有する者に対する弁済	421
1	主張の位置づけ	422
2	要件事実の具体的内容	422

第14講	その他の請求	424
I	債権者代位	424
1	訴訟物	425
2	請求の趣旨	425
3	要件事実の具体的内容	425
(1)	実体法上の成立要件	425
[図26]	債権者代位の構造	426
(2)	請求原因	426
(3)	抗弁以下	428
4	債権者が代位行使をした場合の債務者の地位	429
(1)	従来の変更	429
(2)	訴訟告知	430
	 Advance 債権者代位訴訟	430
5	転用型の債権者代位権 	431
II	詐害行為取消し 	431
1	一般的要件	432
(1)	訴訟物	432
(2)	請求の趣旨	432
(3)	請求原因	432
(4)	抗弁	435
2	特別類型（民法424条の2～4）	436
(1)	相当の対価を得てした財産の処分行為の特則	436
(2)	特定の債権者に対する担保の供与等の特則	438
(3)	過大な代物弁済等の特則	440
3	転得者に対する詐害行為取消権の要件	440
4	詐害行為取消権の行使の方法および効果	441
5	詐害行為の取消しの範囲、直接の引渡し	441
III	委任 	442

1	訴訟物	442
2	請求原因	442
IV	消費寄託 ♠	443
1	訴訟物	443
2	要件事実の具体的内容	444
V	和解 ♠	445
1	訴訟物	445
2	実体法上の成立要件	445
3	要件事実の具体的内容	446
VI	不当利得返還請求 ♠	446
1	不当利得の条文の構造	446
2	実体法上の成立要件	447
3	要件事実の具体的内容	447
4	給付型	448
5	侵害型	450
	One Point Lecture! 不当利得返還請求と他の請求との関係	451
VII	債務不存在確認 ♠	451
1	訴訟物	452
2	請求の趣旨	452
3	要件事実の具体的内容	453
VIII	不法行為	453
1	民法709条	454
2	使用者責任（民法715条）	455
3	土地の工作物責任（民法717条） ♠	456
	(1) 土地の占有者（ Y_1 ）に対する請求	456
	(2) 土地の所有者（ Y_2 ）に対する請求	457
4	その他の不法行為 ♠	457
	Advance 不法行為と要件事実	458
IX	相続	458
1	要件事実の具体的内容	459

目次

2	単独相続の主張・立証責任	459
	<i>One Point Lecture!</i> 相続の事実摘示	460
X	事例検討 ♠	461
	<i>Coffee Break</i> 最高裁大法廷	
	——12例目の法令違憲に立ち会って——	南和行・467
	・事項索引	470
	・判例索引	474
	・条文索引	478
	・著者略歴	482